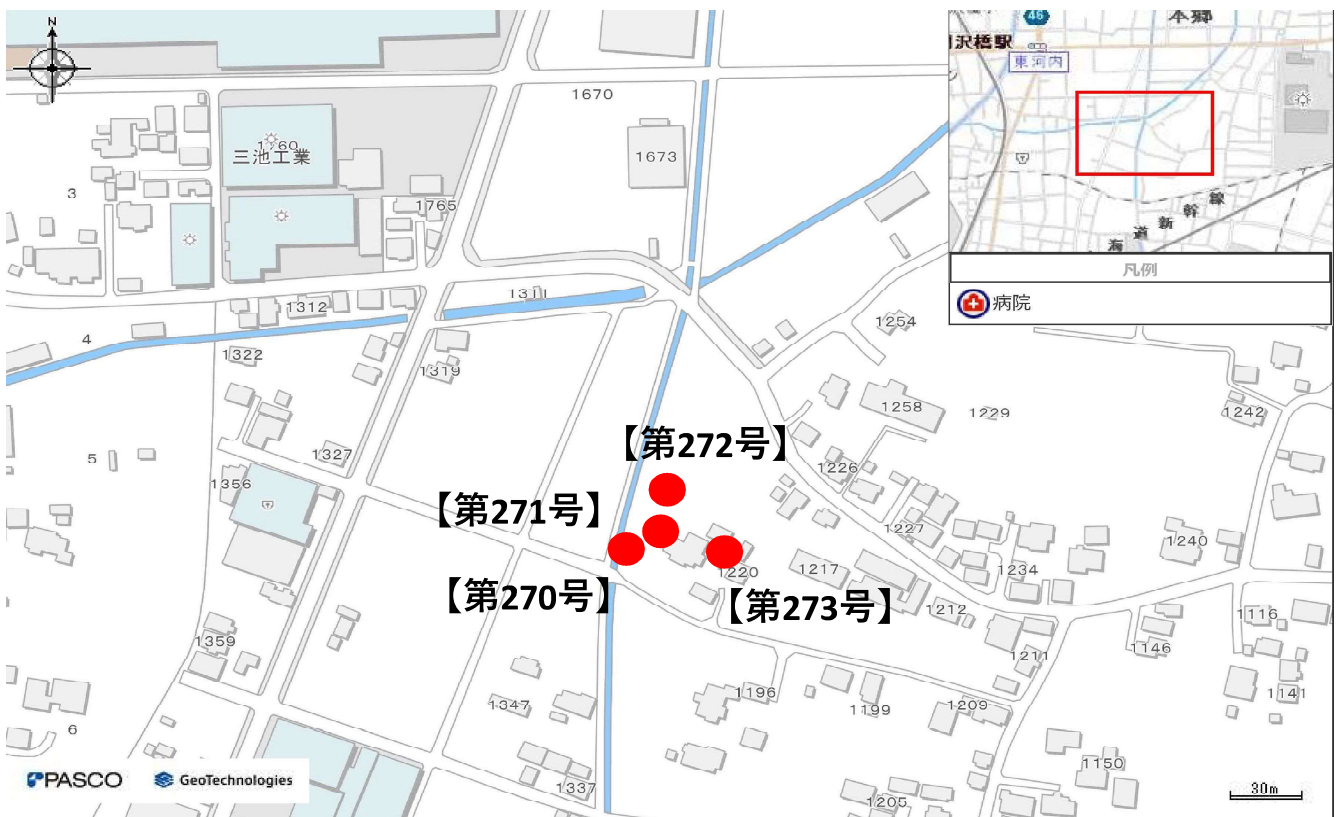


自然緑地保存樹木等 新規指定

指定番号	申請所在地番	樹種	樹高	幹周	枝張長	枝葉面積
270	海老名市本郷1220	ケヤキ	21.5m	1.2m	6.0m	28.3㎡
271		シイノキ	19.0m	1.3m	7.5m	44.2㎡
272		ケヤキ	25.0m	1.3m	9.5m	70.8㎡
273		サクラ	7.0m	1.5m	8.0m	50.2㎡

○案内図



第270号 ケヤキ



第271号 シイノキ



第272号 ケヤキ



第273号 サクラ



自然緑地保存樹木等 指定解除

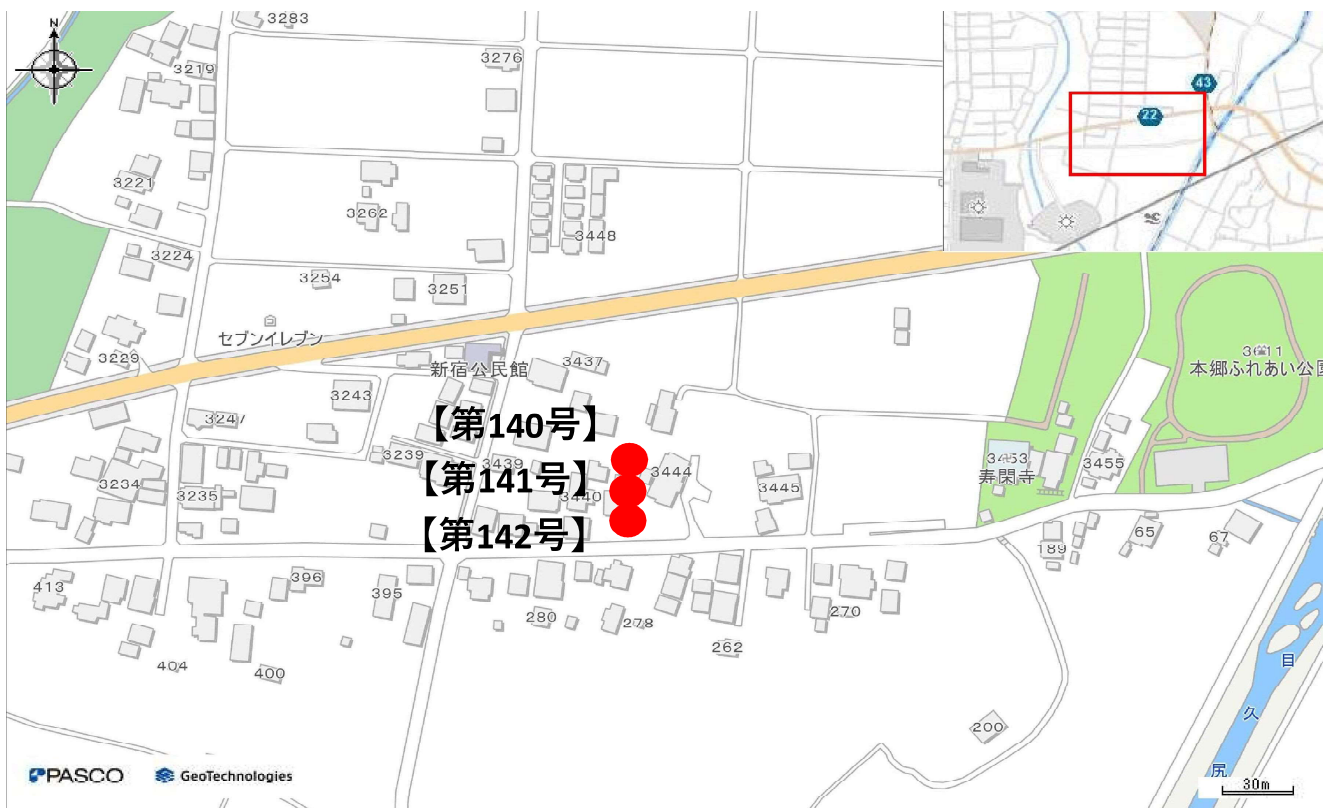
指定番号	申請所在地番	樹種	樹高	幹周	枝張長	枝葉面積
140	海老名市本郷3444	ケヤキ	18.0m	1.9m	14.0m	153.8㎡
141		ケヤキ	18.0m	2.3m	14.0m	153.8㎡
142		ケヤキ	18.0m	2.0m	14.0m	153.8㎡

指定解除の理由

枝葉の隣地への越境が甚大となり、隣地トラブルの可能性が高まったため。

※当初指定：平成14年1月9日

○案内図



右から第140, 141, 142号



第140号 ケヤキ



第141号 ケヤキ



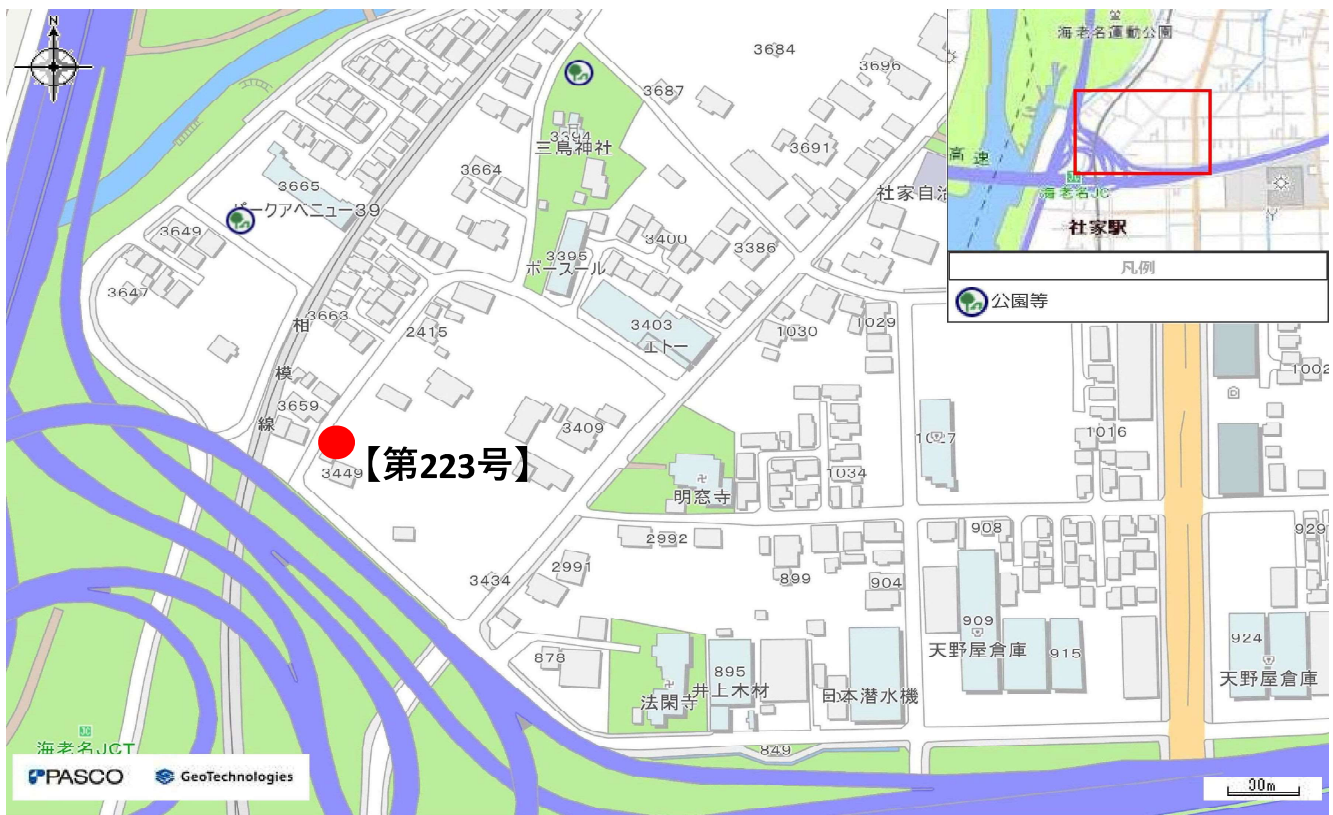
第142号 ケヤキ



自然緑地保存樹木等 枯死

指定番号	申請所在地番	樹種	樹高	幹周	枝張長	枝葉面積
223	海老名市社家2-16-33	エノキ	11.0m	1.7m	4.0m	12.56㎡

○案内図



第223号 エノキ



樹木内部が空洞化



海老名市のSDGsの推進体制について

本市におけるSDGs（持続可能な開発のための目標）の実現に向けた取組みは環境、福祉や教育等、多方面にわたるため、全庁的な取組みが不可欠であることから、以下のとおり推進体制を構築しました。

1 えびなSDGs推進本部等の設置（別紙「①庁内組織設置による全庁的な推進」参照）

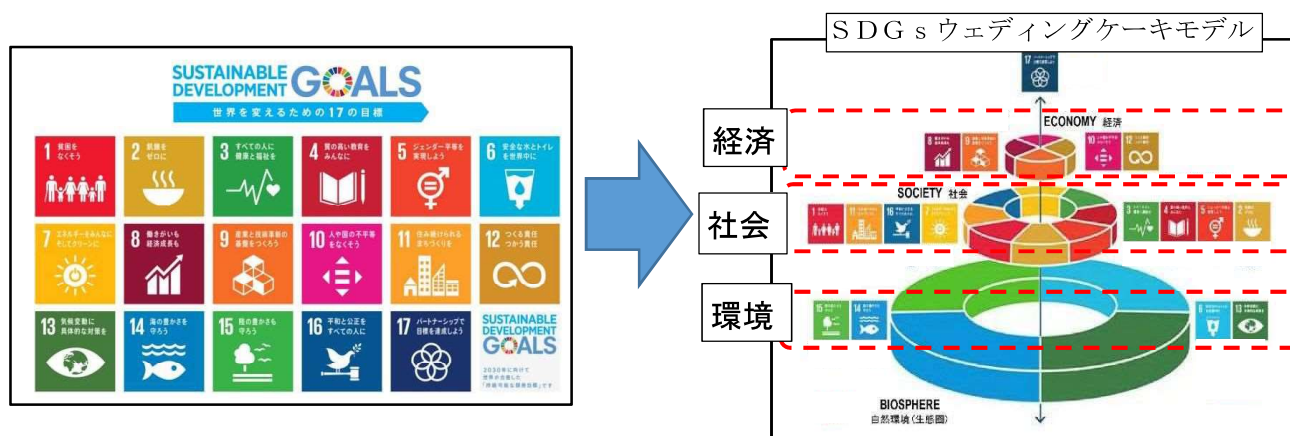
庁内組織として、市長を本部長とする「えびなSDGs推進本部」を設置するとともに、全庁的な取組みの推進に向けた諸事項を検討するための組織として経済環境部長を委員長とした「えびなSDGs推進委員会」を設置します。

なお、上記の推進本部及び推進委員会は、原則として庁議後に会議を開催します。

2 全庁的な取組みの流れ（別紙「②SDGs推進のイメージ」参照）

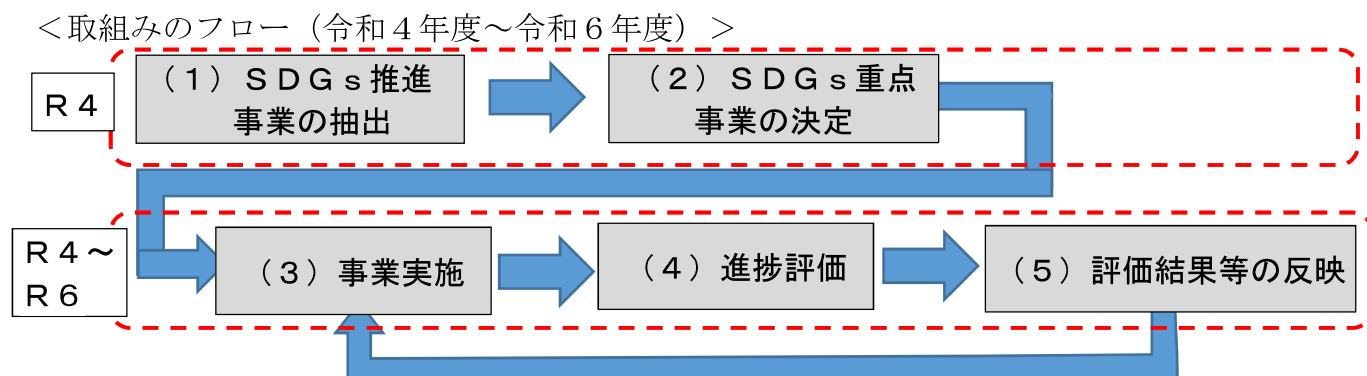
（１） 基本的な推進方針

本市では、SDGsの17の目標を「環境・社会・経済」の3つの階層に分類し、相互に関連していることを示した「SDGsウェディングケーキモデル」の考え方を踏まえて推進を図っていきます。



（２） 全庁的な取組みの概要

SDG s の目標年（令和 12 年）に向けて、令和 4 年度～令和 6 年度の 3 年間を推進期間として、各部から提案のあった SDG s の達成に資する事業から、重点的に取組む事業を決定し、令和 6 年度末時点の目標を設定した上で、年度ごとの進捗管理を行います。翌年度に進捗状況等への評価を行い、必要に応じて評価結果等を事業内容に反映します。



3 推進に向けたスケジュール

令和 4 年度	○職員等への研修 4 月 2 1 日 ： 幹部職員向け研修 5 月 1 8 日・1 9 日 ： 実務者向け研修 ○重点事業の決定 6 月 2 0 日 ： 第 1 回えびな SDG s 推進委員会開催 6 月 2 8 日 ： 第 1 回えびな SDG s 推進本部会議開催 （重点事業選定基準の決定） ※重点事業の決定は 9 月頃を予定
令和 5 年度～ 令和 6 年度	○幹部及び実務を担う職員等への研修 ○重点事業等の進捗評価⇒事業実施への反映

本市におけるSDG

①庁内組織設置による全庁的な推進

【えびなSDGs推進本部】

本部長：市長

副本部長：両副市長

委員：各部から部長級職を選任

＜主な事務内容＞

- ①全庁的なSDGsの推進方針等の決定
 - ②推進委員会で選定された重点事業等の決定
 - ③SDGs推進事業の進捗評価の承認
- ※会議は原則として最高経営会議後に開催

【えびなSDGs推進委員会】

委員長：経済環境部長

副委員長：経済環境部次長

委員：各部から次長級職を選任

＜主な事務内容＞

- ①全庁的なSDGsの推進方針等の検討
 - ②各部から抽出されたSDGs推進事業から、重点的に取り組む事業を選定
 - ③SDGs推進事業の進捗状況の評価 等
- ※会議は原則として政策会議後に開催

各部・各課等による取組み

SDGs ウエディングケーキ

経済

社会

環境

BIOSPHERE
自然環境（生態圏）

（４）重点事業の進捗評価

＜推進委員会＞
事業進捗状況を
評価

＜推進委員会＞
事業進捗状況を
評価

（３）
部
へ
実

えびな環境白書 2021 の発行について

「えびな環境白書 2021」は、海老名環境マネジメントシステムの運用状況や同システムに基づく環境評価の実施結果、市内の公害に関する状況など、令和 2 年度における当市の環境に関する施策・事業の実績と環境関連のデータを以下のような構成で取りまとめたものです。

「えびな環境白書 2021」は関係機関へ配布するほか、ホームページ等により公開しております。

I 環境関連計画

1. 海老名市環境基本計画
2. 海老名市地球温暖化対策実行計画

II 海老名環境マネジメントシステムの概要と運用状況

1. 海老名環境マネジメントシステムとは
2. 環境基本計画の推進
3. 地球温暖化対策実行計画の推進
4. 環境法令等の順守
5. 職員への研修

III 海老名の公害に関する報告

1. 環境行政の変遷
2. 公害に関する届出状況
3. 公害・環境に関する市民相談状況
4. 公害・環境に関する調査測定

資料編

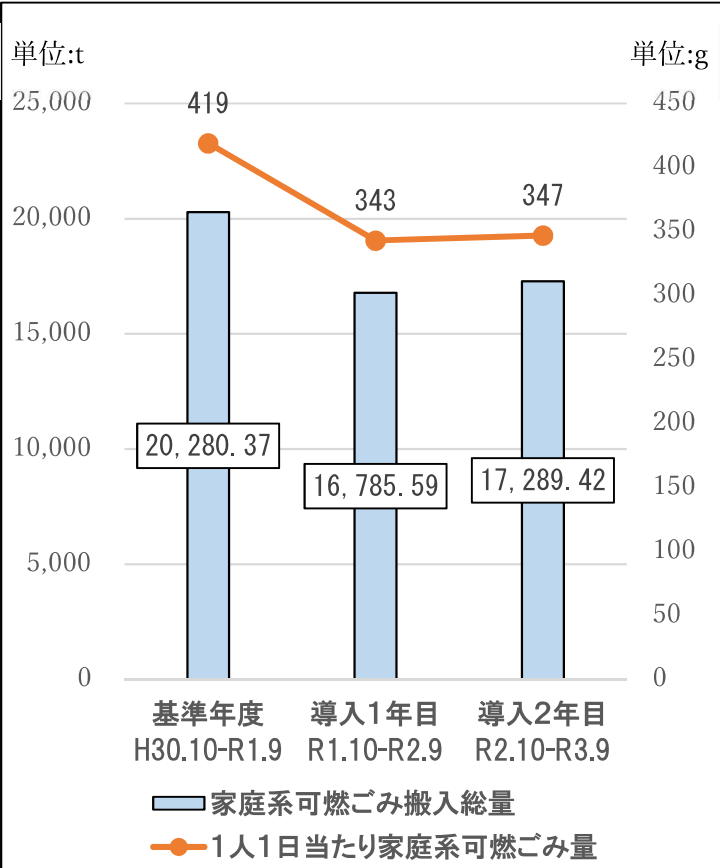
令和 3 年度（令和 2 年度対象）海老名環境マネジメントシステム環境評価
事業別調書

家庭系可燃ごみ及び事業系ごみの推移について

令和元年9月30日の有料化・戸別収集導入後、2年が経過しました。令和3年度の搬入量についても高座清掃施設組合から報告が出ておりますので、次のとおり家庭系可燃ごみ及び事業系ごみ（可燃ごみ）の搬入量を報告します。

1 家庭系可燃ごみ搬入量

家庭系可燃ごみ 搬入量合計	基準年度 (H30.10-R1.9)	導入1年目 (R1.10-R2.9)	導入2年目 (R2.10-R3.9)
	20,280.37 t	16,785.59 t (基準年度比17.2%減量)	17,289.42 t (基準年度比14.7%減量)
1人1日当たり 家庭系可燃ごみ 搬入量合計	基準年度 (人口:H30.10.1現在) 132,641人	導入1年目 (人口:R1.10.1現在) 133,706人	導入2年目 (人口:R2.10.1現在) 136,516人
	419g/人・日	343g/人・日	347g/人・日

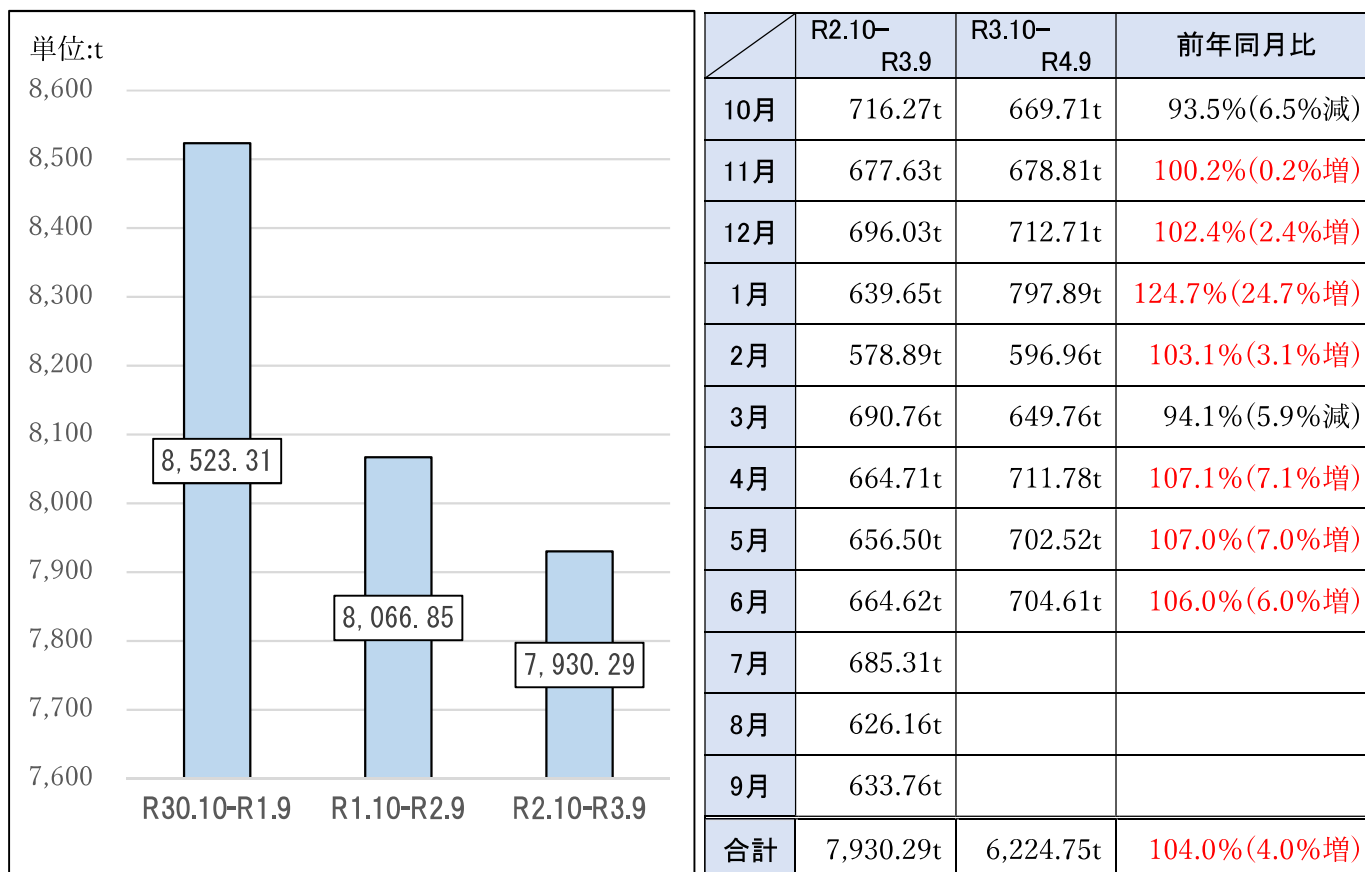


	導入2年目	導入3年目	前年同月比
10月	1,459.77t	1,377.01t	94.3%(5.7%減)
11月	1,355.99t	1,417.11t	104.5%(4.5%増)
12月	1,505.39t	1,468.34t	97.5%(2.5%減)
1月	1,359.65t	1,322.76t	97.3%(2.7%減)
2月	1,182.47t	1,125.71t	95.2%(4.8%減)
3月	1,392.19t	1,336.88t	96.0%(4.0%減)
4月	1,427.38t	1,405.29t	98.6%(1.4%減)
5月	1,549.65t	1,566.40t	101.1%(1.1%増)
6月	1,533.86t	1,494.49t	97.4%(2.6%減)
7月	1,542.58t		
8月	1,497.07t		
9月	1,482.07t		
合計	17,289.42t	12,513.99t	98.0%(2.0%減)

導入1年目と比較すると、約500tの増加とはなってはいますが、制度導入前後の大幅な減量効果や現在の人口増を考慮すると、概ね効果は継続しているものと考えています。引き続き、効果が継続するよう周知啓発活動を推進していくと共に、さらなるごみ減量化を進めるための施策も検討を進めていきます。

2 事業系ごみ(可燃ごみ)搬入量

事業系ごみ (可燃ごみ) 搬入量合計	平成30年10月－ 令和元年9月	令和元年10月－ 令和2年9月	令和2年10月－ 令和3年9月
	8,523.31 t	8,066.85 t (前年度比5.4%減量)	7,930.29 t (前年度比1.7%減量)



新型コロナウイルス感染症拡大の状況により、事業活動が停滞している時期もあったため、事業系ごみが減量傾向にありましたが、令和3年10月以降は、事業活動の状況も回復してきたため、事業系ごみは増加傾向にあります。

業種により、ごみの種類や排出量に違いがあるため、統一した減量化策で一律の効果を上げることは難しい状況ではありますが、さまざまな施策により減量化を進めていく必要があると考えています。

○毎年実施している多量排出事業所訪問や事業所講習会など、事業者への指導や情報提供の継続

○家庭用生ごみ処理機の貸出事業や補助台数を増加するなどの事業所のごみ減量化支援策の導入（令和4年8月から）

○高座清掃施設組合搬入手数料改定の調整・検討

【参考】一人一日あたりの家庭系可燃ごみ量

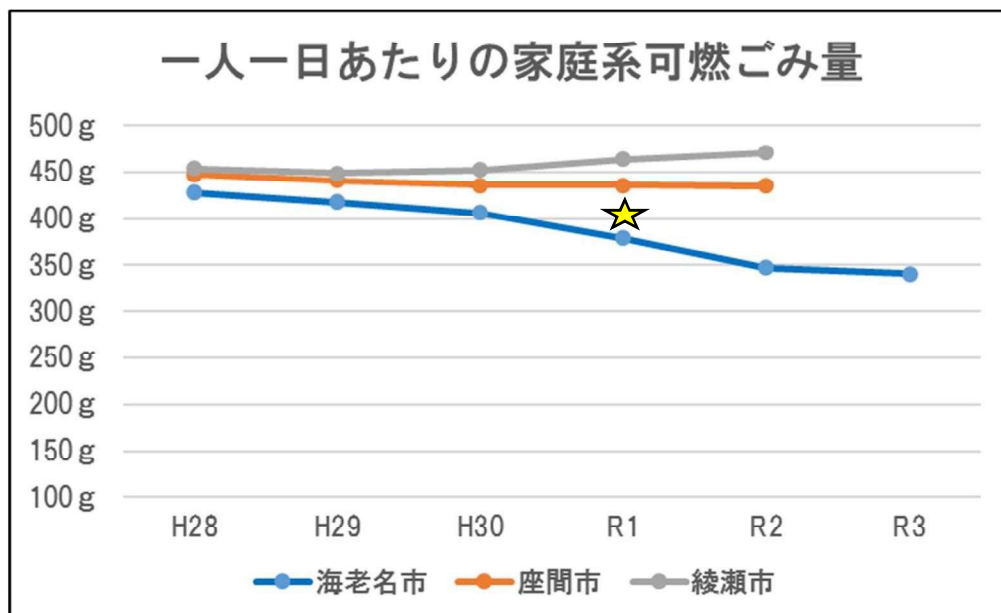
令和元年度までに、三市とも 400 g を目標に減量する必要がありました。

海老名市は、ごみの一部有料化・戸別収集を令和元年 9 月 30 日から開始したことにより、目標値を達成することができました。

また、有料化実施後も継続的に減量していることがわかります。

	海老名市	座間市	綾瀬市
H28	428 g	447 g	454 g
H29	418 g	441 g	449 g
H30	406 g	436 g	452 g
R1	379 g	436 g	464 g
R2	347 g	435 g	471 g
R3	341 g		

R 1 年度までに
目標値：400 g



海老名市災害廃棄物処理計画について

令和3年3月に海老名市災害廃棄物処理計画を策定し、同年4月から施行されましたので、その概要について報告します。

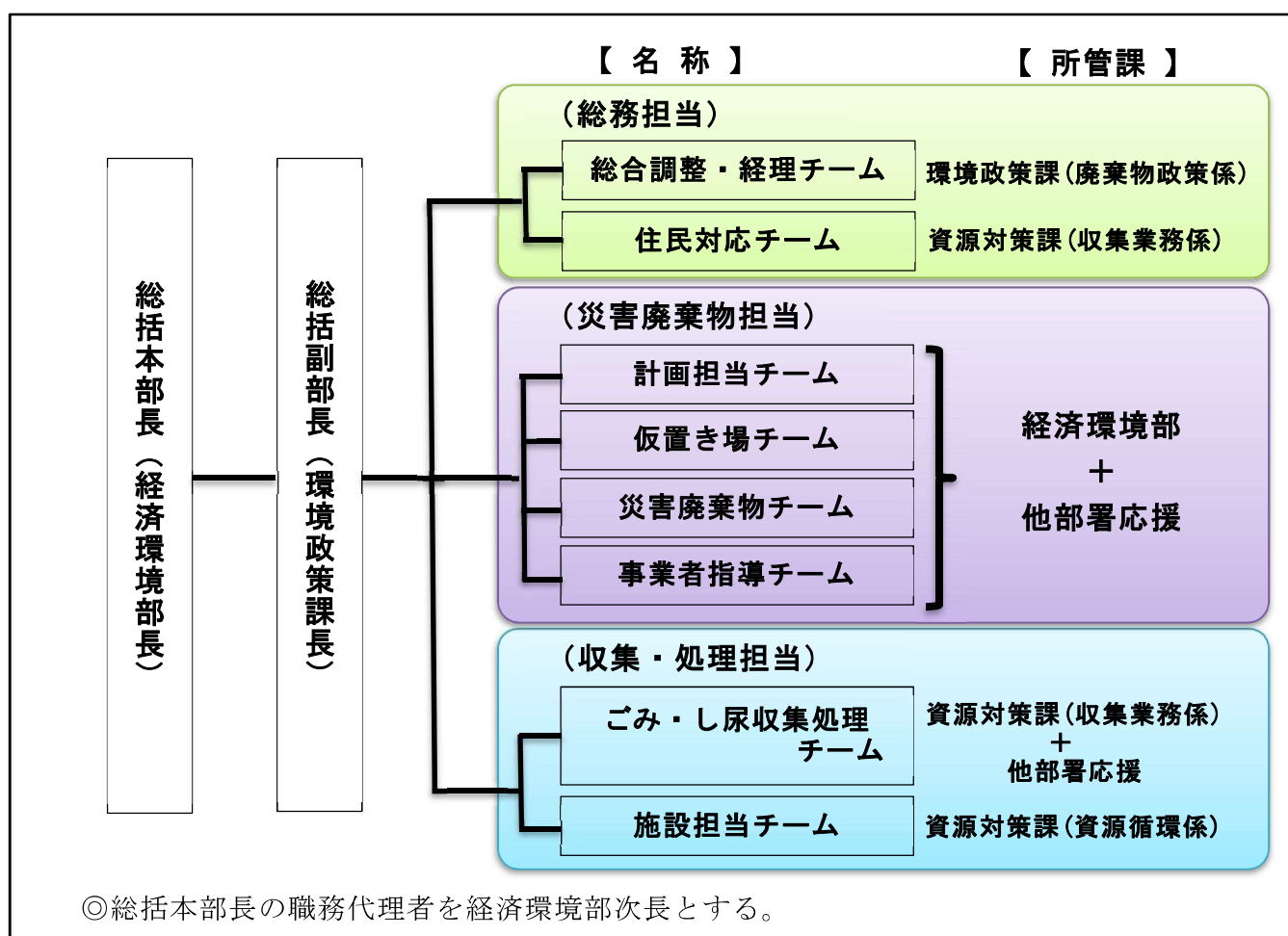
1 組織体制

(1) 廃棄物処理に関する組織

経済環境部長を総括本部長とし、環境政策課廃棄物政策係が主体となり組織体制を構築。被害状況に応じ、災害対策本部を通じて**その他の部署に応援を依頼**

(2) 物資輸送部との業務

発災直後は物資輸送部の業務を中心に実施し、徐々に廃棄物処理の業務へ移行



2 想定地震

発生確率や被害規模を考慮し、**都心南部直下地震(マグニチュード7.3)**を想定

3 災害廃棄物処理の流れ

処理の方針	・なるべく早期に(緊急)仮置き場を設置し、受け入れ体制を整備 ・発災後、3年を目標に処理完了を目指す。
収集運搬の方針	・可能な限り本市の所有する車両で対応。不足分は海老名市資源協同組合や県に支援を要請

4 生活ごみ等の収集

生活ごみ	収集体制	原則として通常どおり (粗大ごみの排出は休止)
	収集曜日	
	ごみの分別	
	排出場所	一時排出場所(ごみ集積所等)への変更
避難所ごみ	収集体制	被災状況に応じ検討
	収集頻度	
	ごみの分別	「可燃」「缶」「びん」「ダンボール」「新聞紙」「不燃」の6品目を基本

発災後、
3～4日
で収集を
目指す。

5 し尿の収集

収集運搬の方針	・トイレ処理袋の使用を推奨(焼却処分) ・汲み取りは車両不足が見込まれるため、協定等により車両を確保
---------	---

優先的に処理すべき廃棄物(発災～1週間程度)

災害廃棄物 生活ごみ

優先順位	目的	内容	廃棄物の種類
1	人命救助	道路障害物の撤去	・倒壊家屋、ブロック塀(木材、瓦、がれき) ・(生活時間帯に発災の場合)路上への乗り捨て車両 ・(水害の場合)流木、土砂崩れの土砂
2	二次災害の防止	倒壊の危険性のある 有害廃棄物・危険物	・損壊家屋、ブロック塀(木材、瓦、がれき) ・ガソリン、灯油類
3	生活環境の保全 (害虫・感染症対策)	腐敗性廃棄物等 仮設トイレ等のし尿	・生ごみ(事業系含む)、感染性廃棄物 ・(水害の場合)土砂、ヘドロ、畳 ・(汲み取り)し尿、紙おむつ等

応急復旧部、
物資輸送部と
連携

物資輸送業務から災害廃棄物処理業務への移行イメージ

時期区分	初動期	応急対応(前半)	応急対応(後半)	復旧・復興
時系列	発災～3日間	～3週間程度	～3ヶ月程度	～3年程度
特徴	人命救助優先時期	避難所生活が本格化する時期	災害廃棄物処理への準備期間	災害廃棄物処理が本格化する時期
物資輸送部の業務量	多	少		
災害廃棄物処理の業務量		少	多	
業務内容	被災状況確認	生活ごみ・避難所ごみ収集		
	収集体制構築			
	ごみ量推計	仮置き場設置・災害廃棄物受け入れ		撤去